

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1-1 計画策定の背景と目的

近年、全国的に人口減少や核家族化の進行、住宅・建物の老朽化等により空き家等の問題は深刻化しています。空き家等の中には、適切な管理が行われず、老朽化による倒壊、樹木や雑草の繁茂、火災の危険性、不法侵入や公衆衛生の悪化、景観の阻害など、地域の安全や生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるものがあります。

このような状況を解決するために、国による空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「空家等対策の推進に関する特別措置法^{*}」（以降、「法」という。）が平成27年5月に全面施行され、これにより空家等^{*}に関する対策を適切に講ずるよう努めることが、市町村の責務として位置づけられました。また、大津市では、平成28年6月より「大津市空家等の適正管理に関する条例^{*}」（以降、「市条例」という。）を施行し、対策に向けた体制を強化しています。

そしてこの度、法第6条の規定に基づき、「大津市空家等対策計画」を策定しました。この計画は、空き家等の利活用促進、地域住民の生活環境の保全、まちづくり活動の活性化等、市民が安心かつ安全な生活環境の確保のため、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与し、市民が安心かつ安全で暮らすことのできる生活環境を確保できるよう、本市が取り組むべき対策に関する基本的な考え方や取り組みの方針等を示すものです。